

非課税となる資産

地方税法第348条第2項、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

【非課税の対象となる償却資産の例】（一部抜粋）

根拠規定		対象資産
条	項 号	
地方税法 第三四八条	第2項 第9号	学校法人等が設置する保育、教育用固定資産等
	第2項 第10号	保護施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の2	小規模保育事業の用に供する固定資産
	第2項 第10号の3	児童福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の4	認定こども園の用に供する固定資産
	第2項 第10号の5	老人福祉施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の6	障害者支援施設の用に供する固定資産
	第2項 第10号の7	その他社会福祉事業の用に供する固定資産
	第4項	農業協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫

※該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税申告書」に必要事項を記入の上、非課税内容に係る資料とともに提出してください。ただし、非課税該当の償却資産でも台帳に登録しますので申告をお願いします。